

(補足と資料)

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定に
いたったのか？」の開催を終えて

白藤 博行



2011年11月29日、専修大学神田校舎 6号館国際会議室にて開催
写真の前列左より、広渡清吾、中西優美子、ゲルト・ヴァンター、榎澤能生の各教授。
後列左より、家永登教授と筆者。

【3・11の日に】

2011年3月11日の「東日本大震災」を、山梨県の小淵沢の自宅で経験した。あまりの揺れに外に逃げ出したが、外は外で地球が歪むような異様な光景であった。その直後から停電が始まり、電源を必要とするストーブは使い物にならず、直ちに近くのガソリンスタンドに灯油ストーブ用の灯油を買いに走るが、当然ながらガソリンスタンドも電気で動いており、給油不能の状態であった。隣の長野県は電力会社が違うこともあって平常どおりのため、長い列を待って灯油を手に入れた。電気頼りのすべての情報機器が機能不全に陥り、携帯電話のワンセグが唯一の情報源で、小さな画面の中に見る大きな津波の恐怖は忘れられない。そのときは、愚かにも、福島「原発震災」のを知る由はなかった。翌朝午前6時過ぎだろうか、電気が復旧し、TVやインターネットを通じて、岩手県、宮城県などが大変な事態に陥っていることをはじめて知ることになった。わずかな個人的体験ではあるが、われわれの日常生活の電気依存を思い知らされる事件であった。

その後の震災情報によって、事態の本当の深刻さを知ることになるが、以下ではとくに「原発震災」に関連して、しかもシンポジウムの開催にかかわって、若干のメモを記しておきたい。

【シンポジウム開催までの経緯】

シンポジウムでは、ブレーメン大学のゲルト・ヴィンター教授 (Prof.Gerd Winter) をお招きして、福島「原発震災」の直後に脱原発の政治的決断を行い、維持可能な再生エネルギーへの「転換」の途を歩み始めたドイツの脱原発までの経緯、そして脱原発をめぐる政治的・法的問題等についてお話をいただいた。その際、仲介、通訳等について、早稲田大学の榎澤能生教授に全面的な協力を得た。榎澤教授の協力なしには、このシンポジウムの成功はなかった。

そもそもヴィンター教授をお招きすることになったのは、以下の経緯によ

る。私が所属する民主主義科学者協会法律部会の2011年度学会（2011年11月25日～27日）において、「東日本大震災」および「原発震災」にかかる特別コロキウムを開催することとなり、これに関連して、榑澤教授から以下の情報を得たことに端を発する。すなわち、ドイツ連邦政府には、「ドイツ連邦政府地球気候変動科学者会議」（Wissenschaftlicher Beirat der Bundesregierung Globale Umweltveraenderungen (WBGU)）が設置されており、かねてより脱炭素化社会への転換について検討を重ね、これまでも数次にわたる意見書が出されてきている。福島「原発震災」の直後にも、最新の意見書「変化する世界：大転換のための社会契約」¹が出されており、注目に値するということであった。同意見書の公刊物には、編集終了日が2011年3月17日と記されていることから、直接に福島「原発震災」と関係するものではないといえようが、われわれ世代が、再生エネルギー利用による維持可能な社会への転換を迫られていることが明確にされ、政策決定者への選択を迫る内容となっている。同会議は、1992年に設置されたものであるが、政治的には中立の独立委員会であり、政権交代とはかかわりなく、4年の任期で運営されているものである。ヴァンター教授は、プレーメン大学環境法研究所所長でもあり、連邦環境大臣のもとでの環境法典独立専門委員会委員を務めるなど、環境法の専門家である。ヴァンター教授の同僚教授であるザビーネ・シュラック教授（Prof.Sabine Schlacke）がWBGUの委員であり、そもそも「ドイツ連邦政府地球気候変動科学者会議」との関係の深い研究者であることから、民主主義科学者協会法律部会では、上記学会での報告をお願いすることになった。ヴァンター教授には、ご多忙の中、1週間の時間をいただき、京都での学会報告に引き続いて、東京では、第二東京弁護士会主催（日本弁護士連合会、東京弁護士会および第一東京弁護士会共催）のシンポジウム「憲法と原発～ドイツの脱原発から学ぶ」と本学でのご講演をお願いした次第である。

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか?」の開催を終えて

【ヴァンター教授の講演内容】

ヴァンター教授のご講演内容については、榎澤教授のご協力を得て、本書でその要点は邦語でもって復元されるので、正しくはそちらを参照願いたい。ヴァンター教授は、法的問題、とくに行政法レベルでの問題にかかわって、行政裁判、予防原則等、行政法の果たすべき役割の重要性を指摘されているのはもちろんであるが、同時に、その限界、すなわち行政裁判的解決の限界にも言及している。そのために、憲法レベルの問題にも言及して、ドイツ基本法に内在する実体的基本権相互の衝突（原発事業者の所有権と国民の「健康基本権」（身体と健康の安全を要求する安全権）との緊張関係）の可能性を前提とした議論を展開している。つまり、脱原発政策の具体化によって生じるであろう事業者の所有権の収用・制限（原子炉の廃炉など）にかかわって、再生エネルギーへの転換のような、大きな国家的・社会的政策転換が企図される場合には、原子炉の廃炉等にかかわる国家補償義務を必要としない収用・制限と解する可能性について言及している。再生エネルギーへの転換を着実に可能にするための我慢強い周到な配慮に基づく議論であると思われ、個人的には興味深く伺った。

【WBGUの「大転換のための社会契約」の可能性】

話の発端がWBGUの維持可能な社会に向けての「大転換のための社会契約」にあることを述べたが、この意見書の目標は、現在および未来の世代のために自然の生活基盤を維持することにあるという。それは、未来に対する責任を民主主義的な参加と結びつけることであるとも書かれている。グローバルな広がりの中でそのような合意が得られれば、個人、市民社会の諸団体、国家および国家間の共同体、あるいは企業および科学などは、自然の生活基盤の保護にかかる共通の責任を負うことを義務付けられることになり、そこでは、もはや気候保全が問題だけでなく、維持可能な発展すべてについての正当な、適切

な、そして持続的な問題解決が問題となるというのである。世界社会における資源の消費、発展水準や発展能力の不平等な配分を直視すれば、「大転換のための社会契約」には、公正、正義および社会的調整についての考慮が欠かせない。したがって、社会契約の中心的要素は、その活動を維持可能性に向け、市民を一層強力に意思決定に参加させるところの「形成的国家」(der gestaltende Staat) であるという。この社会契約は、地方的な、国家的な、そしてグローバルな協力の枠内において、「形成的国家」と市民社会のより良い参加可能性とを結びつけるものである。このように「維持可能性への転換」が中心的なテーマであり、そのためには気候保全が最大課題であるというが、この転換を成就するためには、多くの条件が整わねばならない。つまり技術的可能性、財政的可能性、政治的な装置が整うことが不可欠であるが、なによりも維持可能性に対する積極的な尊重が重要である。ⁱⁱ

【ドイツのエネルギー転換～未来のための共同作業】

本学の広渡教授には、ヴァンター教授の講演を受けて、われわれがどのように受け止め、またわれわれ固有の問題をどのように考えるべきかの観点からコメントをいただいた。これも正しくは、本書所収の広渡論文をご参照願いたい。世界で唯一の被曝国日本における「原子力の平和利用」にかかるトリックとでもいうべき論理を明らかにすることから始まり、未来の原子力の利用にかかる「6つのシナリオ」(日本学術会議ⁱⁱⁱ) にいたるまで、歴史的かつ学際的にパースペクティヴの広いご報告をいただいた。

ここでは、ご報告の中で触れられた、ドイツの「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」の最終報告「ドイツのエネルギー転換～未来のための共同作業」(2011年5月30日^{iv}) について補足しておきたい。同委員会は、メルケル (Angela Merkel) 連邦首相のもとに設置された諮問委員会で、同報告書は、2011年4月4日から同5月28日までの間、集中的に議論して答申をまとめたも

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか？」の開催を終えてのである。以下では、参考のために、筆者の関心の限りで、その要点と思われる部分について、資料としての試訳（つまり勝手な省略と意識）を添えておきたい。WBGUの「大転換のための社会契約」や本報告書「ドイツのエネルギー転換～未来のための共同作業」が、ドイツの脱原発政策にどの程度の直接的影響力をもったかどうかは、“Alte Frage”^vというところであるが、われわれが、われわれの、われわれのためのエネルギーの未来を考える際の素材としては、十分過ぎる内容を持つものとする。WBGUの「大転換のための社会契約」や本報告書「ドイツのエネルギー転換～未来のための共同作業」にしても、ドイツが「なぜ脱原発の決定にいたったのか？」を考える際、原子力発電所や再生エネルギーの問題を単なる科学技術の問題として処理しないで、社会の問題であり、また、将来世代をも含んだ倫理の問題として把握し、激しい議論を重ねたところに核心があると考えられるからである。

【資料】安全なエネルギー供給のための倫理委員会「ドイツのエネルギー転換～未来のための共同作業」（2011年5月30日）の抄訳

1. 「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」の勧告

倫理委員会は、ここで示されるエネルギー転換のための措置によって、核エネルギーからの離脱が10年以内に完了するものと十分に確信する。社会は、この目標とそのための不可欠な措置に取り組むことを義務とすべきである。明確な時間の目標設定に基づいてのみ、不可欠な計画決定と投資決定は可能となる。政治と社会にとって、困難な決定と負担を伴うが、同時に特別なチャンスでもある「ドイツのエネルギーの未来」という共同の作業をこの10年で実現することは、大いなる挑戦である。この目標は、目標に向けての政治的に実効可能な徹底的なモニタリング（分析、評価活動、勧奨）を前提としており、この

報告書は、これについてその方法と制度について詳細に論じるものである。

倫理委員会は、ドイツ連邦議会のもとに、エネルギー転換のための議会委託に基づく独立した部局を設置することを提案し、同時に、エネルギー転換のためのナショナルフォーラムの創設を提案するものである。(共同作業の)進捗状況は、このエネルギー転換のための議会委託の部局によって、モニタリングプロセスの中で、毎年、点検されなければならない。

倫理委員会は、連邦政府には、エネルギー転換の目標に向けた可能な限り効果のある活動のための首尾一貫性が求められ、連邦諸州との効率的な共同作業が求められるといった理解のもとで、この提案を行うものである。エネルギー転換は、組織的にみて、とくに政治を動かす包括的なプロジェクトマネジメントを必要とする、きわめて高度な任務である。

核エネルギーからの離脱は、ドイツの原子力リスクを将来にわたって排除するために、必要でありかつ好ましいことであり、より少ないリスクの選択肢があれば、それは可能である。ただこの離脱は、産業の競争力と経済の立ち位置が危機にさらされないように行われなければならない。ドイツは、学術・科学技術の発展、そして維持可能な経済の新たなビジネスモデルの発展のための企業のイニシアティブをとおして、もうひとつの選択肢を可能とするだろう。すなわち、風、太陽、水、地熱、バイオマスからのエネルギー創造、エネルギーの効率的な利用とエネルギー生産の増大、そして気候適合的に使用される化石エネルギー源などである。人間が自然を尊重し、あらゆる創造の基礎として自然を維持するならば、このような人間の生活スタイルの変更もまた、エネルギーの節約を助けることであろう。

「離脱」は、なによりも原子力発電所の利用を辞めることを強調するものである。しかし倫理委員会は、原子力発電所には、今日の時点から長期にわたって、廃炉にいたるまでの安全で集中的な稼働が求められることを、意識している。

〈共同作業〉

倫理委員会は、エネルギーの転換が、政治、経済、社会のすべてのレベルにおける努力によってのみ成就するという点を強調している。そのためにも共同作業「ドイツのエネルギーの未来」の提案が存在する。国際的な共同体は、大きな関心をもって、ドイツが核エネルギーの利用からの離脱を成し遂げるかどうか注目している。これがうまくいけば、他の諸国への影響もはなはだ大きいものになる。もし失敗すれば、その結果は、ドイツにおいても深刻となり、すでに達成している再生エネルギーにかかる成果も問題となるだろう。ここ数年間の経験からすれば、共同作業について語る自明性はない。エネルギー転換の実現が躊躇されることになりうるといった心配は、常に理由のあるところである。しかしながら、ドイツが、創造性と学習能力をもって今日受け止められている以上にきわめて早く離脱を果たすという期待も、同様に理由のあるところである。

ドイツは、新しい試みに取り組む勇気と、自分の強さへの自信と、そして点検と制御の拘束的プロセスをもって、離脱の途を進まねばならない。ドイツ倫理委員会は、社会の広範囲において、すでに核エネルギーの放棄を可能とする未来への途を歩んでいるのを見るところである。ドイツ経済の強さは、創造性と最高水準での生産能力にある。多くの企業が、その事業分野を維持可能な経済の方向に向けている。核エネルギーからの離脱は、彼らにさらなるチャンスを与える。ドイツの科学技術は、今後ともエネルギー転換のきわめて革新的で成果の大きな解決策を期待できるきわめて優れた状況にある。したがって、共同作業における学術・研究には、特別の役割が与えられよう。このことは、自然科学や工学だけではなく、社会科学の研究にも妥当することである。倫理委員会は、国家学術アカデミー Leopoldina によるエネルギー政策についての勧告などを大いに歓迎するものである。ドイツにおける核エネルギーからの離脱は、核技術の諸施設の安全や核廃棄物の処理についての研究などを不可欠とす

る。このことは、われわれが、いまだ多くの国々において核技術にかかる施設が稼働し、原子力発電所が建設される状況にある世界の中で生存していることを考えれば、一層のこと妥当する。

倫理委員会によって提案される「ナショナルフォーラム：エネルギー転換」は、社会の対話を喚起し強化するに違いない。都市、市町村、そして企業において、離脱の時期が首尾よく短縮できるかどうか、離脱とエネルギー転換がうまく克服可能かどうかは、それぞれの意思決定にかかっている。市民対話や市民フォーラムは、エネルギー転換に向けた意思決定をすべてのレベルにおいて推進するための適切な手段である。

〈モニタリング、進行管理プロセス (Begleitprozess)〉

核エネルギーの利用からの最速の離脱は、倫理的によく理由のあるところであり、倫理委員会の見解やさまざまな措置の実施の条件からすれば可能である。先に示された10年の離脱期間は、うまくいけば短縮可能であろう。

モニタリングは、場合によってはありうる場所の離脱への躊躇に対して、早期に注意を行い、補充的な措置をとることを命じ、離脱が10年の間に完了することを可能とするのに役立つ。科学と技術の進歩は、モニタリングプロセスにおいて十分に尊重されるべきである。

〈離脱の順序〉

倫理的な理由からして、原子力発電所は、リスクがより少ないエネルギー供給によって、その機能が代替されうるまでの間に限り、稼働が許されるというべきである。

今日すでに不必要となっている8.5ギガワットの原子力発電所によるエネルギー供給は永続的に利用を辞めるべきである。古い7基の原発と Krümmel 原発の暫定的な停止は、彼らによる8.5ギガワットの出力が、リスクのより少な

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか?」の開催を終えて
いエネルギー供給によって代替されうることを示すものである。夏と冬の電力
の最大需要は、ほかの生産手段によって保証されるに違いない。

どのような順序でもって原子力発電所を停止するかについては、原子力発電
所の残存リスクや地方の電力供給における原子力発電所の意味に応じて、方向
づけられるべきである。そのためには、原子炉の安全性についてのより慎重な
分析をとおして、さまざまな原子力発電所の危険性が立証されることを不可欠
とするものである。計画の安全性は、経済や社会にとって高価な財である。計
画の安全性は、競争力の大事な部分をなし、投資の経済性の審査においても中
心的な役割を有するものである。ドイツは、核エネルギーの利用からの離脱に
おける先導的役割と責任を世界の中で負っている。インフラの準備とともに、
エネルギー供給システムとエネルギー効率への投資に向けての安全性は、重要
な判断材料である。

〈核廃棄物の最終処分と核の安全性〉

核廃棄物の最終処分は、最高度の安全性要求のもとで成果を得なければなら
ない。なぜなら、適切な技術が利用可能になるならば、核廃棄物の危険と総量
を低減するオプションが、将来世代のために慎重に維持されなければならない
からである。原子力施設の安全性と未来のエネルギー供給の構築は、ヨーロッ
パおよび国際的な政治と共同にとって、大きな意味があるテーマである。倫理
委員会は、連邦政府に対して、核エネルギー供給の安全性についての見解をグ
ローバルに把握し、IAEA（国際原子力機関）の作業を前進させ平仄を合わせ
るためヨーロッパおよび国際における果敢な努力を行うことを勧告するもの
である。

倫理委員会は、原発からの核物質の誤った移送が大変深刻な危険をもたらす
ものと考えている。ここにも連邦政府のさらなる努力を期待するものである。

〈結論〉

エネルギー転換の手續、措置および制度についての諸提案の多様性と複雑性は、実際、共同作業が問題であることを示すものである。

倫理委員会は、核エネルギーの利用からの着実な離脱を、すべての関係者にとっての大いなる挑戦とみており、同時に、分権的な意思決定における市民の協力にとっての新たなチャンスの源であるとも考えている。

2. 招集理由と任務 (Anlass und Mandat)

ドイツは、長い間、エネルギー供給に関する徹底した議論、とくに核エネルギーの導入についての議論を行ってきた。2000年に、当時の連邦政府と経済界は、原発の安全性要求と稼働期間の確定、そしてそれらの柔軟な取り扱いについての合意に達していた。近年には、連邦政府は、明白に長期の稼働期間を確定したところであった。日本の福島における原発事故が、核エネルギーの利用の責任問題を、あらためて政治的および社会的議論の中心に据えることとなった。大切なことは、包括的な情報を基にして、ドイツの維持可能な発展のためのエネルギー供給の新構想についての意思決定を行うことである。ドイツは、エネルギーが信頼にたるかたちで、環境に優しく、競争力のある価格でもって提供可能となるように、つまりエネルギーが未来にわたって幸福を保障するように、エネルギー供給を具体化しなければならないし、具体化したいと考えている。

連邦政府が、安全なエネルギー供給のための倫理委員会を招集したのは、倫理的責任のある意思決定とその最終結果を全体的に考察するためである。ドイツの安全な未来は、維持可能性にかかる三つの柱の上に立っている。すなわち、損なわれることのない環境、社会的な正義、そして健全な経済力の三本柱である。このような原理の上に構築されるエネルギー供給が、ドイツの国際的

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか?」の開催を終えて
な競争力を備えた経済、商業、幸福そして社会的平穩のための長期の基盤である。

倫理委員会は、切迫した時間的制約のもとで、しかしエネルギー政策にかかる多くの専門家による議論をもとに活動してきた。とくに2011年4月28日に行われた公開討論会では、可能な限り多くの関係領域からの意見の聴取が行われ、多くの考え方が示された。倫理委員会は、エネルギーの生産および消費にかかる経済界から、再生エネルギーおよびネットワーク領域から、自然科学、工学および社会科学から、自治体のオピニオンリーダーの役割を担う専門家、労働界、借家人組合およびNPO、そして環境保護運動からなど、すべての参加者の方々に感謝するものである。倫理委員会は、ここ何週間にわたって、文書でもって意見を寄せていただいた個人や諸機関にも感謝する。倫理委員会は、毒されてしまった社会の雰囲気の結果である、断固としたエネルギー擁護の立場からの誹謗中傷に対する反対の徴候を、公開討論会をとおして示したところである。核エネルギーについての評価は、それぞれ区々の考え方をする人々にかかる価値判断に左右されてはならない。

倫理委員会のメンバーは、リスク判断にかかる重要な問題とエネルギー供給についてさまざまな立場を代表する。それらは極めて開かれたものであり、敬意をもって説明されもした。このような基本的スタンスがなければ、倫理委員会のメンバーは、この報告書に示されたような、実践的な行動の帰結に至る合意を得ることはなかっただろう。倫理委員会は、この報告書をもって、啓蒙的にかつ熟慮に満ちた議論文化に寄与したいと考える次第である。

3. 共同作業「ドイツのエネルギーの未来」

ドイツにおける未来の安全なエネルギー供給は、社会、経済、そして政治に対して、内容的に、財政的に、かつ時間的にも、広範囲にわたる結論に関して

共通の行動を要求する。

エネルギー転換は、未来のための共同作業として、エネルギーが、確かに、環境と社会に親和的に、そして競争力を備えた価格で供給されるようにしなければならない。工業は、手工業やサービス提供領域と同様に、ドイツの仕事の基礎であり、現在および未来の世代の幸福を保障するものである。エネルギー効率の徹底的な改善と再生エネルギーの利用の時代への架橋は、社会全体に求められるプロセスである。このプロセスは、議会や政府、都市や市町村、大学、学校、企業あるいはその他の諸機関における多くの人々の参加、納得および意思決定を要求し、またそれが可能とする。このプロセスは、その教育訓練と職業の選択によって未来に耐えうる労働の基盤と幸福を創造する人間のために、社会における団結のために、そしてまた企業とその競争力と革新のために、極めて大きなチャンスを提供する。

原発の停止は、即自的に核エネルギーからの離脱を意味するものではない。原発の停止は技術的かつ法的手続であり、離脱は、もっと深刻なプロセスを必要とする。離脱には、明瞭な目標と維持可能性に対する指標が必要である。すなわち、離脱には、維持可能な処理可能性、経済性、環境親和性および社会親和性が相互に結合することが不可欠である。審査可能な中間目標（里程標）と指標が必要である。これは、高度な透明性を不可欠とする。このプロセスはまた、国際的な、とくにドイツとヨーロッパとの結びつきを考慮したものでなければならない。

このようなプロセスをもつてのみ、幸福の基礎と未来、進歩の理念、リスクに対する準備と安全についての広範な合意が獲得しうるのである。この合意が、エネルギー供給構造の再構築にとっての基本条件である。民主主義的な社会は、要求の多い社会的な変化のために、この種の合意を必要とするものである。調達されるべき合意は、長期にわたって存続しなければならず、可能な限り早く核エネルギーを放棄し、維持可能な発展に向けてのドイツの途と新たな

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか？」の開催を終えて幸福のモデルを促進するエネルギー供給への展望を持たねばならない。

「ドイツのエネルギーの未来」の共同作業は、その際に生じる目標をめぐる争いを解決し、関係者に対する不可欠な直接・間接の寄与を行わねばならない。つまり、エネルギー供給者、エネルギー消費者、ネットワーク運営者、政治、環境団体、労働組合そのほか、新たな生産の発展に与するものたちに寄与しなければならない。責任は、単にお互いの間で問われるものではなく、固有の行動や意思決定の結果に関して問われなければならない。

福島事故は、原発の「安全」についての専門家判断の信頼性を脅かした。それはまさに、これまで専門家の判断に身を任せてきた住民に妥当することである。制御不可能な大規模破損事故が原則的に起こりうる可能性を回避することがどのようにしたら可能かという問題について、カテゴリカルには原発反対者に属さない住民でも、もはや専門家にその答えをゆだねることはできない。

ここで提案される共同作業は、このような包括的な手がかりによって、信頼を回復し透明性を確保するために必要な余地を作り出すものである。すなわち、倫理委員会は、このためにモニタリングプロセスを提唱し、これがどのようなものかについて提案している。倫理委員会は、多くの公衆が、もはや原子力の問題がイエスかノーかの問題ではなく、離脱の形成こそが問題であり、その離脱が早いか遅いかの問題であることを意識している。しかし同時に、エネルギー供給の再構築が、経済的発展、雇用および収入減にかかる消極的な影響を与えるといった危惧があることも事実である。

離脱がどのようにして安全に行われるかについての複雑なプロセスの経過についての専門家の教示は、一般的に、不確かさに固執したり、未来の不安の要素として想定しうる経験、受容および期待に基づいているものである。したがって倫理委員会は、倫理的な立場、離脱への意思決定およびモニタリングプロセスの間の相互関係を強調するところである。このプロセスにおいては、エネルギー転換を着実に見守り、必要とあれば事後的に制御可能なものとするよ

うになっている。倫理委員会は、この任務を共同作業としてみており、この共同作業は、極めて大きな努力を必要とするが、維持可能な経済と社会に向けての不可欠な一歩を意味する。

4. 倫理的な立場～【持続性と責任が倫理的な議論を規定する】

核エネルギーの利用およびその終結であれ、あるいは代替エネルギーによるその補てんであれ、その意思決定は技術的あるいは経済的な見解に優先する社会の価値判断に基づくものでなければならない。未来のエネルギー供給と核エネルギーの倫理的評価についての鍵概念は、維持可能性と責任である。維持可能性について考えることではじめて、未来適合的な社会形成を獲得するために、社会的な調和と経済的な効率性のほかに、環境親和性の目標が必要であることが明らかとなる。

環境破壊は、原子力の事故があってはじめてその環境責任が問われることになったわけではないし、環境だけで大騒ぎになっているわけではなく、自然と人間との付き合いの問題あるいは社会と自然との関係の問題が重要である。キリスト教の伝統やヨーロッパの文化から、自然に対する人間の特別な義務が結果する。自然に対する人間の環境責任は、環境を維持し、支え、自然を人間の目的のために破壊することなく自然の利用を増進させ、未来の生活条件を確保するための機会を保持することにある。次世代のための責任は、それゆえきわめて特別なかたちで、エネルギーにかかる配慮、長期のあるいは時間によっては計ることができないリスクと負担の公正な配分、そしてこれらと密接に結びつく行為結果へと広がるものである。

4.1 リスクとリスク感覚～【福島はリスク感覚を変えた】

日本の原子炉事故の範囲・程度は、現時点ではまだ計り知れない。われわれ

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか?」の開催を終えて

は、自然災害の犠牲と原子炉事故の結果、命や健康あるいは未来に対して恐怖しなければならない人々に対して深い同情を禁じえない。福島の大事故がこれまでのところもっと大きなものにならなかったのは、彼らのおかげであり、敬意を表するものである。核エネルギーのリスクは、福島によって変わったわけではないが、リスク感覚が変わった。より多くの人々が、大きな事故が単にリスク仮説としてあるのではなく、大きな事故が実際具体的に生じうるのだということ意識するようになった。これによって、社会の大半の部分のリスク感覚が、リスクの現実に適合的なものとなった。このようなリスク感覚の変化にとって重要な事実は、以下のことである。

第一に、原子炉事故が日本のような高度技術国家において起きてしまったという事実である。この事実直面して、このような事故がドイツにおいてはありえないといった確信は消失するだろう。このことは事故そのものにも当てはまるし、事故の収拾に長い徒労の時間を要したことに当てはまる。

第二に、事故から数週間経っても、災害の収束を予測できず、損害の最終的清算もできず、被害にあった区域の決定的な空間的確定すら提示できないという事実である。これにより、損害の範囲・程度は、かなり大きな事故であっても、十分に特定でき限界付けられるとしてきた通説は説得力を失った。

第三に、福島の事故が、大規模原子炉の「設計」の際には想定しなかったプロセスをとおして引き起こされた事実である。この状況が、技術的なリスク評価の限界性に光を当てることになった。福島の事故を通して、たとえば地震の安全性や津波の最高限度の高さについての一定の想定が、現実によって、誤りであることが立証されてしまったのである。

4.2 リスクを総体として判断する

「安全なエネルギー供給」についての考察は、社会発展の基本問題と結びついている。人間が、技術的にできることをすべてして良いわけではないという

基本原則が、核エネルギーの評価の際にも考慮されねばならない。とくに、技術の選択の結果が「永久の負担」を受容することの原因となるときには、批判的な評価がとくに重要である。何が受容可能で、何が受容不可能かについて判断しなければならず、多くの将来世代がその負担に直面することになる意思決定を行うこと責任を、社会は担わなければならない。

エネルギー供給についての発展は、総合的思考を要求する。文化的、社会的、経済的、個人的および制度的な関連と同様に、環境に良好でかつ健康に良い結果が、とくに考慮されねばならない。純粋に技術的な観点へのリスクの矮小化は、総合的な思考と包括的な比較衡量に対する要求にとっては適切ではない。ここには、気候変動の例においてみられるように、負担は一般 (Allgemeinheit) に転嫁されないという原則も属するところである。任務に対する畏敬の念と自己の思考と行動における恭順が、本質的なものである。観念できるものがいつも中心的な問題であるわけではなく、とくに観念できないものこそが本質的である。「世界リスク社会」という概念は、核エネルギーのリスクと気候変動が人間と自然に与える影響と結びつきながら、リスクが国境を越えて影響があることについて、緊急に警告するものである。「世界リスク社会」概念は、世界が運命共同体となる転換を際立たせ、この運命共同体は、世界内政 (Weltinnenpolitik) を不可欠なものとするのである。いまのこの時点まで、核エネルギーの平和的利用は、とくにその発生の時点において、多くの人間にとって、進歩や幸福を約束するものであり、制御可能なリスクのもとでほとんど無限のエネルギーを約束するものであった。核エネルギーの平和利用は、偉大な未来理想郷であったのである。それは、当時の知見からすれば、倫理的な論証でもってしても根拠付けられるものだっただろうが、今日においては、少なくともドイツにおいては、このことはもはや妥当しない。

4.3 基本的な争い：範疇的な拒絶 VS. 相対的な比較衡量

核廃棄物からの現在かつ将来の損失が想定されるもとの、大規模な損傷事故の原則的な可能性がいかに回避できるかについての考え方の不一致が、核エネルギーをめぐる争いの核心部分にある。範疇的に拒絶する立場と相対的に比較衡量する立場とが対峙している。

両者の立場において、リスク評価は、健康リスクや環境リスクに限られていくわけではない。リスクは、文化的、社会的および物理的な結果の領域を広く包括するものである。ドイツの核エネルギーについて正当に話が行われる社会の雰囲気が悪化することから生じる結果もまさに倫理的判断の対象となる。リスクと安全の包括的な概念には、供給安全の次元、経済的安全の次元ばかりでなく、気候保全の次元も帰属する。環境的、経済的、社会的および技術的なリスクは、したがって相互に混交しているのである。一部分だけを考察するのみでは、全体に対する視点を見失ってしまうことになる。

倫理的な立場の議論は、選択の余地がある選択肢が存在することを前提とする。「選択肢がない」といった主張は、いまや公衆には受け容れられるものではない。核エネルギーの利用についても然りである。「選択肢がない」といった主張は、開かれた議会制民主主義への信頼を貶めるのである。選択肢は、意思決定のための自由空間を創出するものであるといったほうが良い。エネルギー供給がより分散的に構想されればされるほど、選択肢もまたますます多数存在することになる。このことは、意思決定への市民の参加のチャンスを増大させ、たとえば共同体あるいはその他のモデルへの参画のチャンスを増やすことになる。このことによって、自己責任そのものが組織化されうることになる。市民社会（Bürgergesellschaft）は、このことをとおして強くなる。

〈範疇的な判断（カテゴリカルな判断）〉

福島事故は、安全、リスクあるいは危険といった概念について熟慮されね

ばならず、内容的に新たに規定がされねばならないことを明らかにした。事故の範囲をその発生の蓋然性で決定評価するといった技術的なリスク定義は、核エネルギーの評価には十分ではないし、体系的にみれば、リスクの受容不可能な相対化に行き着いてしまう。ひとつには、事故発生の蓋然性は、事故の経過に関する想定範囲内において、かつ設計限界の文脈においてのみ、有意味に測ることができる。大災害のきわめて高い潜在可能性をもつところの核エネルギーについて、想定された限界を超えて存在するところの、福島によって裏付けられた事故と事故結果にかかる事件経過を単に「残余リスク」として処理することは、倫理的には受け入れ難いことである。福島で起きた原子力事故は、日本のようなきわめて高度に組織化されたハイテク国においても、人間にかかる大災害の予防と直接的な緊急事態における措置の限界性を示すものである。自然や食料品取得、現場に住む人間、あるいはグローバルな経済からしてみれば、限界付けられないあるいはほとんど限界付けられないあらゆる種類の結果が生じたのである。

核エネルギーの範疇的な拒絶の立場のものは、大災害の潜在的可能性、後世にとっての負担、原子力の放射線による遺伝的損傷の可能性を最大限広く捉え、相対的なリスク比較衡量に紛れ込ませるわけにはいかないものであると判断している。この視点からすれば、原子力事故による損害は、価値の比較衡量の範囲内において潜在的に存在する比較可能なものの埒外にあるということになる。計画不能あるいは予測不能な事故の行為結果が問題とされる。その根拠は、以下のように体系的である。つまり、交通安全や建設安全のような限定的なリスクを回避する場合の通常戦略においては、損害が実際に生じれば、そこから再び徐々に予防について学ぶことが想定されるが、このような学習過程は原子力施設の場合にはありえない。最終的な深刻な事態が考慮外におかれる限り、安全コンセプトは、その審査可能な合理性を失う。そのリスクが、現実の事故を伴う経験から演繹され得ないのである。なぜなら、最悪の場合の原子

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか?」の開催を終えて

力事故は不明であり、とうてい判定不可能でありうるかもしれないからである。この結果は、空間的にも時間的にも、あるいは社会的にも限界付けることは不可能である。結論的には、損害事故を排除するためには、核技術をこれ以上使用すべきでないという結論が導かれることになる。

範疇的な判断の枠内において、比較衡量可能なものについては、さらに、徹底的に慎重に比較衡量することはありうる。しかし、この比較衡量可能なものの限界の外においては、倫理的な責任において、範疇的に意思決定しなければならない。相対的な、それゆえ比較衡量可能なリスク（その都度のチャンスとリスク）のほかに、絶対的な、比較衡量できないリスクが存在する。もしありえないと考えられることが実際に起きたとしたら、それは誰も欲することが無いことが生じているのであり、その他の人間に対して要求することを誰も正当化できないことが生じているのである。そのようなことを排除することこそが、予防的な事前配慮の本質である。

〈相対的なリスク比較衡量〉

リスクの比較衡量の出発点は、大規模施設においてゼロリスクはありえないことであり、リスクは、石炭、バイオマス、水、風、そして太陽の利用におけるリスクも、核エネルギーの利用におけるリスクと同様に存在し、なるほどリスクは異なるものの、比較可能であるといったところにある。エネルギーオプションのいずれもリスクが無いわけではないので、受容可能性の判断は、科学的な事実、および一致して根拠付けが可能な倫理的な比較衡量基準を基礎にして、すべての使用可能なオプションの中から期待可能な帰結の比較衡量に基づいて行われるものである。その際、すべてのリスクとチャンスが、科学的に可能な限り評価されることが必要であり、すべての者の生活循環（領域）に関する直接または間接の結果が考慮されるべきである。その結果以外にも、その発生 の蓋然性もまた、ともに考慮すべきである。結果予測に連動して、リスクと

チャンスは相互に比較衡量されねばならない。その際、倫理的な考察は、可能な限り合理的な公正な比較衡量が行われるよう手助けすることである。最終的には、いかなる比較衡量基準がより高くあるいはより低く決定されるかを決する政治的な意思決定プロセスにかかっている。

比較衡量は、初期条件と関連条件に常に依存している。その限りにおいて、ある国において、あるいはある時点において、核エネルギーの積極的な総合判断がなされ、ある国において、ある時点において消極的な総合判断がなされることは、正しいことかもしれない。それゆえに不可欠なのは、核エネルギーのリスクとチャンスがその他の代替エネルギー生産のリスクとチャンスとの間で比較衡量されるべきであるということである。

このような比較衡量をドイツの今日の状況との関連で行うとすれば、原発はリスクがより少ないエネルギー生産の手段によって代替することが可能であり、結果的にもそうすべきであるということが跡付けられ根拠付けられる。ほとんどすべての科学的研究は、再生エネルギーとエネルギー効率の改善は、核エネルギーより少ない健康リスクと環境リスクで実現できるという結論に至っている。この代替エネルギーの経済的リスクは今日の視点からすれば、概観可能であり限定されたものであるようにみえる。このことは、気候保全についての一致した目標が維持されるとすれば、より柔らかな形で、化石エネルギー生産者の利用についても妥当することである。

4.4 倫理委員会の共通の判断

倫理委員会は、勧告の中で、基礎的なリスク理解に特別の意味を付与している。倫理委員会は、両者の立場における争いを原則的に解決することを要求するものではない。範疇的な拒絶と相対的な比較衡量の両者の接近方法には、良好かつ真摯に受け止めるべき議論が提示される。両者の考え方は、倫理委員会において、はっきりと主張された。しかしながら、議論の中で、歩みよりもみ

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか?」の開催を終えて
られた。範疇的な立場からは、原発の問題において、説得力のある意思決定が
そう簡単ではなく、エネルギー政策の選択肢にかかる損害の程度と損害の蓋然
性の見積りや計算の問題ではないことを学ぶことができる。とくに、鑑察者
は、選択肢にかかる、いわゆる期待値（損害の範囲・程度×損害の蓋然性）に
いつも従うべきであるという合理的な手続の原則が存在するわけではない。技
術的なリスク定式に従って、高い頻度で生じる多くの小規模な事故と低い頻度
で生じる大規模な事故を比較して相対化し、そのような大規模な事故をより深
刻であると評価することは、理性的でないとはいえない。

また比較衡量する立場からすると、社会は核エネルギーを放棄することの結果
もまた視野に入れることを余儀なくされる。そこでは、国際的な義務付けや
他の国のさまざまなリスク文化を算入することを義務付けられる。さらに、蓋
然性と損害程度の積（報告書の注として「2つの基数の積の結果」とある。）
の定式を考慮することなく、リスク評価における損害の蓋然性を考慮すること
も合理的であるということになる。

【離脱の基準は、環境的、経済的および社会的親和性である】

実務的な観点からすれば、核エネルギーについての両者の基本的立場は、原
発による電力給付が、リスクのより少ないエネルギーによって、環境的、経済
的および社会的な親和性の基準に従って代替されるように、原発の利用を迅速
に終了する、といった同じ結論に至る。

このような議論を展開することで、核エネルギー批判のグループと核エネ
ルギーの擁護者との間の理解の架橋が可能となる。倫理委員会の判断に賛成す
るために、核エネルギーの原理的な反対者になる必要はないのである。ドイツに
おいては、より小さなリスクの技術によって、環境的、経済的かつ社会的に親
和的なやり方で、核エネルギーを代替することの可能性がある、といった倫理
委員会の明確な考え方を共有すれば十分である。

5. 共同作業「ドイツのエネルギーの未来」のための根本思想

5.1 共同作業

倫理委員会は、その討議の結論を根本思想として定式化する。倫理委員会は、エネルギー転換のための意思決定をなすべきであるという結論を人間の責任であるとしている。連邦の政府および議会、ラントおよびゲマインデが焦点となる。また、工業、商業、金融サービス業、手工業における企業、財団、公益的な諸機関が、多くの場所で、決定的な役割を担うことになる。エネルギー転換の成果はまた、とりわけ市民の個人的な意思決定によるところが大きい。

【離脱プロセスは社会の基本原理に触れる】

離脱のプロセスは、原則的決定をもって始まる。離脱は、これからの数年間、連続的に、離脱のそれぞれの到達状況に依存したかたちで意思決定をおこなうことが求められる。この離脱において、経済や社会の発展見通しや、資源問題がますます重要になる世界において、われわれの幸福保証の原則問題が問題となる。エネルギーの生産と供給、インフラの役割、気候保全、価格、費用および収入にかかる国民経済的影響、科学研究状況および市民の教育などが問題となる。このプロセスは、社会の更なる発展や人間の生活様式にとっての基盤としての維持可能性の原理の更なる定着によって成就する。

【ドイツ経済の経済状況にとっての発展刺激】

大きな共同作業は、ドイツの経済にとって重要な発展刺激たりうる。倫理委員会は、安全なエネルギー供給が、気候保全のための削減なしに、経済界および手工業界における雇用を増大し、電力量の貧困化や核エネルギーからの電力輸入なしに成就するとの確信にいたっている。エネルギー転換の流れの中で、

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいったのか?」の開催を終えて多くの新たな会社が設立され、すでに存在する会社はその生産能力を増強し、新たな雇用を創出している。それらは、実りある社会的パートナーシップの原理を義務付けられる。労働者の権利の尊重は、維持可能なエネルギー転換のための倫理的な前提条件である。

電力ネットワークとその構築は、共同作業の重要な試金石である。決定的なのは、目標とされる合意が長期にわたって設定され続けることであり、その結果、市民や経済界の投資計画にとって長期間信頼にたる枠組み条件が生まれることである。このことは、グローバルな市場において、大きな競争の利点としてははっきりするであろう。離脱は、離脱が始まり、かつ離脱となり、「ドイツのエネルギーの未来」の共同作業が広がり、すべての政治的団体に受け容れられれば受け容れられるほど、ますます成功に近づくであろう。

5.2 目標にかかる争いを深刻に受け止める

安全なエネルギー供給への途は、正しい目標と利害関係をめぐる争いによって特徴付けられる。電力料金の経済性、気候保全、負担とチャンスの社会的に適正な配分、再生エネルギーへの転換は、最適状況に自動的になるわけではない。

相対立する目標のありうる争いが問題となる。すなわち、消失する核エネルギー電力量は、隣国の原発からの電力の買い入れを増やすことで清算できるものではない。これは、責任ある離脱の原則に矛盾するからである。

CO₂を排出する化石エネルギー源による代替は、そう簡単ではない。気候政策の制限があるからである。

再生エネルギーの急速な普及による代替も、そう簡単ではない。自然の生活空間に負担をかけることに限界があるからであり、技術的な実現可能性の過大評価がありうるからである。

電力の強制的な合理化による節約も、容易ではない。人間の生活欲求や高度

に発達した技術立国の経済に矛盾するからである。

高いエネルギー価格によって埋め合わせをするのも容易ではない。企業は、グローバルな経済競争の中にあり、ドイツでは、社会的な不均衡が存在するからである。

国家的準則を通して放棄可能とすることは容易ではない。これは民主主義の規律と社会的市場経済に適合的でないからである。

このような目標にかかる争いの適切な比較衡量は、維持可能な発展についての展望を持った国家の共同作業の責任においてのみ可能であり、長所は過大評価されてはならず、短所は軽視されてはならない。これもまた、核エネルギーの利用から導くことができる教訓である。すなわち、たとえば原子力施設やダムのような大規模技術を、私経済に代わって社会的に確保するための不可欠な実践は、長所の過大評価に簡単に陥りやすい。社会的なリスクの過小評価の中でのそのような長所の過大評価は、リスクについての責任と実際のリスクの克服との連結が外れるところにおいて、注意しなければならない。経済学者でノーベル賞の受賞者である Joseph Stiglitz は、最近、金融産業と原子力産業におけるリスクマネジメント比較において、以下のように述べている。もし他人が失敗のコストを負担するならば、それは自己欺瞞を助長する。損失を社会化し、利益を私有化するシステムは、リスクの誤った回避であり、失敗するに決まっている。

5.3 消費者の需要と市民の参加

共同作業として、新たなエネルギー政策と気候政策は、私的な需要をこれまで以上に考慮する必要がある。エネルギー政策は、分権的な共働や市民自身による意思決定が強くなればなるほど、エネルギー転換にかかる合意はより早く調達されることになる。

消費者はエネルギーそのものを欲するのではなく、エネルギーサービスを欲

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか?」の開催を終えて
するのであり、よりよく生活したいのである。エネルギー効率の良い行動のための魅力的な都会のインフラや、それを可能とする財政的秩序維持的な刺激は、たとえば非効率な家庭器具や暖房措置の交換のために、つまりエネルギーの軽減化にとっての重要な刺激である。つまりエネルギーを節約する生活スタイルが重要なのである。そこで賢明な政治的なコンセプトは、人口動態的な変化と一緒に現れる変化に注目することである。人口動態的な変化は、老人層と健康で働き盛りの年齢層は新しい住居への欲求が高く、介護の負担軽減のための改築や社会的サービスの「近さ」も、すでに都市の再開発へのシグナルとして把握されている。世代適合的な住居における建物の建替が行われるところでは、いずれにしても、エネルギー的な再開発と結びついている。

消費者は、市場参加者（需要者）、「消費者市民」、エネルギー生産における「共同生産者」など、多くの役割を演じている。市場参加者としては、より多くのエネルギー効率の良い生産とサービスを需要し節約的に使うことでエネルギー転換に寄与する。共同生産者としては、自らの家を改築して、分散的にエネルギーを創出し、柔軟に応答する（スマートホーム、スマートグリッド、家庭用発電）。政治的な市民としては、自治体において、参加手続に従ってネットワークの構築に寄与し、目的にかかる争いを、事物に即し公益に役立つように解決する。

多くの消費者が、核エネルギー以外の安全なエネルギー供給に対して、少々多く支払う準備があるとアンケートでは答えている。家屋の建替のための投資、効率的な暖房施設、分散的なエネルギー供給を有意義と考えている。しかし、しばしばこれらと結びついた措置の利点や後世代のための積極的な効果についての適切明白な説明が欠けている。借地借家法のように、長所の配分、つまり投資と受益者との間において、利用と費用とがあまりに不適切で、経済的に採算が合うエネルギー革命を妨げていることがある。民間の家計は柔軟で賢いエネルギー供給や発電のピーク負荷の調整に寄与する潜在力を有している

(共同で作る発電と暖房を連結するバーチャルな大規模発電所)。もちろん財政的な刺激が魅力的であり、秩序法の行動条件がふさわしいシグナルを提示するものであることが必要である。

【インフラストラクチャーの構築に際しての公衆の参加】

国家計画への市民参加は、核エネルギーからの離脱や、再生エネルギーの供給構造の構築にとって不可欠である。インフラの構築は上から整備されるものではなく、公衆参加の構成的・革新的な形成をとおして導かれるものである。受容の「器用な創造」ではなく、大多数によって分かち合うことができるエネルギー転換への公衆の参加が問題であり、負担と利用の公正な調整が問題である。

倫理委員会は、原則として、効果的な結果志向的な市民の関係付けは常に期待される場所であると考えている。参加権は、実りある公正な計画を可能とする計画法の不可欠なメルクマールである。しばしば今日法的にみられるところの参加形式は、あまりにも手間がかかりすぎているようにみえる。同業組合のような新しい経営者モデルや、所有権の償還取得の可能性 (die Möglichkeit, Eigentumsrechte an Erlösen zu erwerben) などが、たとえば市民フォーラム、円卓、未来工場などを通しての参加の直接的な形式と同様に導入されてよい。自治体の参加も、ネットワーク構築に際しての営業税の見直しを通して改善しなければならない。

さらに、エネルギー開発に関する全体社会の議論も更に行われねばならない。福島の記事が色あせることなく市民の動機をさらに維持するために。エネルギー転換のナショナルフォーラムの創設について以下では勧告する。

【政治は奨励、情報提供、参加を動機付ける】

エネルギー効率の良い消費、再生エネルギーへの投資、エネルギーインフラ

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいったのか?」の開催を終えての受容といった大きなテーマは、自然にうまくいくものではない。政治は、消費者のための奨励政策、情報提供政策および参加政策を構想しなければならない。エネルギーな建物への建替え、発電暖房連結 (Kraft-Waerme-Koppelung)、節約型のエネルギー利用への投資やネットワーク構築あるいは発電所の新築など、状況に応じて参加し行動する消費者のために、政治は構想しなければならない。

5.4 審査基準

目標をめぐる争いの比較衡量に際して、以下のような諸基準が慎重に考慮されねばならない。気候保全、供給の安定性、経済性・財政性、費用配分の社会的なアспект、営業競争力、研究と技術革新、ドイツの一方的な輸入依存の回避などである。

それぞれにふさわしい指標が、エネルギー供給の再構築に関するモニタリングのための基礎となる。〈以下、審査基準項目ごとの提案があるが、技術的事項が多いため、項目だけ挙げて省略 (筆者)〉。

- 5.4.1 気候保全～【気候変動の挑戦は続く】
- 5.4.2 供給の安定性～【モラトリアムにかかわらず十分なエネルギー供給を】【より多くの再生エネルギーによる気候親和的なエネルギー創造】
- 5.4.3 経済性と財政性～【エネルギー供給への投資の増長】
- 5.4.4 費用配分にかかる社会的アспект～【少しの費用上昇】
- 5.4.5 営業競争力～【電力料金と供給の安定性は、競争の構成要素】
- 5.4.6 研究、教育および技術革新～【目標とされる研究と社会とのより多くの対話】
- 5.4.7 電力輸入依存の回避～【電力の取引は内部市場】

6. エネルギー転換の諸制度（以下も、相当程度の要約）

【公衆の受容には、透明性が前提】

公衆によるエネルギー供給の受け容れにとって、議会と政府の決定の透明性とその決定への社会的団体の参加が前提となる。そのためには、核エネルギーからの離脱のチャンスを完全に利用するための創造性と新しい思考が不可欠である。

倫理委員会は、制度的な改革によって、離脱のプロセスを支援することを勧告する。二つの独立した会議体を作ることを提案する。エネルギー転換のための議会委託委員会とエネルギー転換のためのナショナルフォーラムである。

倫理委員会は、共同作業「ドイツのエネルギーの未来」の組織が連邦とランドのすべてのレベルできわめて重要な任務を負っているとの理解のもとで、これらの提案を行うものである。倫理委員会は、目標にふさわしい可能な限り効果のあるエネルギー転換を成し遂げるために、連邦政府もまたその組織的な首尾一貫性を点検することを勧告する。

【エネルギー転換の進捗状況を監視する議会からの受託者の設置】

連邦政府のエネルギープログラムのモニタリングとコントロールングを組織化し、統制指標を作成し、データ要求、データ解析等にかかる責任をもって行動する、ドイツ連邦議会によって任命される受託者に相当する組織をすぐに設置し、最後の原発が廃止されるまで継続して監視を行い、適時の警告を発することができるようにする。

【公衆の議論のための中央広場としての「エネルギー転換のためのナショナルフォーラム」の設置】

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか?」の開催を終えて

誰でも参加でき、透明性が確保されることが至上命題である。市民対話への適切な空間を準備し、多様な専門的集団や市民参加、学問・科学、経済界などの参加を可能とし、エネルギー政策のシナリオが描けるようにする。地域的・地方的なエネルギー転換への意思決定には、分権的な意思決定が重要である。そのための選択肢と大綱条件を慎重に審査することが重要である。「エネルギー転換のための地域のあるいは地方のフォーラム」を設置する必要がある。

7. エネルギー転換のための提案

7.1. 効率的なエネルギーの利用

かつては、エネルギー政策といえば、エネルギー供給に重点が置かれてきたが、今日では、需要の方にも同様の優先権が与えられなければならない。核エネルギーの利用からの離脱は、何よりも、直接に電力の生産と消費に影響する。たとえば建物の断熱はエネルギー消費を抑制しうるし、二酸化炭素の排出を体系的にエネルギー供給と結びつけるものであるなど、エネルギー供給は、体系的に論じられなければならない。

効率的な電力利用は、これまでのさまざまな努力にもかかわらず、まだ緒についたばかりである。家庭においては、効率性のポテンシャルは依然として低い。生産ラインと業界のためのエネルギー効率の指標に関しては、将来、比較基準を作る必要があり、最良の解決をめぐる競争を活発にすべきである。効率性のポテンシャルは、未来の資源であることは、かねてより周知のところであるが、エネルギー生産の実際は、これまでのところ本質的に変わるところがない。倫理的な視点からしても、その利用について緊急に提言される必要がある。

7.1.1. 参加効果 (Mitmach-Effekt) とモデルの支援 (ここでも項目だけにとどめる。)

【国によるエネルギー契約 (Energiecontracting)】

- 7.1.2. 賢い電力利用のための大規模な応用の可能性
- 7.1.3. 建物の建替えからエネルギーゲティクな都市づくりへ
- 7.1.4. 新建設は新志向
- 7.2. 再生可能なエネルギー
- 7.3. キャパシティ市場 (Kapazitätsmarkt)：基本負担の保証、システム安定性および提供
- 7.4. 化石燃料による発電所
- 7.5. 発電・暖房連結
- 7.6. インフラストラクチャーと電力サービス

8. その他の大綱条件

〈エネルギー法と気候法〉

〈出資と秩序法 (Ordnungsrecht)〉～【エネルギー効率化措置は慎重な審査が必要】

秩序法上の有利な条件を与える場合、世代間および地域間において一般的な秩序枠組みで正義を達成する必要がある。

〈教育・訓練〉専門家の欠如にどう対処するか。

9. 知識に基礎付けられた意思決定のための研究

技術、研究および国家的助成における柔軟性と開放性が求められる。

開発・実験と、事務に影響を与える知識の応用と革新的な展開、エネルギー転換への挑戦とモニタリングシステムへの挑戦、あるいは持続可能な開発への体系的な考察が必要である。

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか？」の開催を終えて

可能な限り多くのオプションを可能とするための広範な研究を推進するためなど、ドイツ学術会議 Leopoldina の役割は大きい。そのほか、科学者会議「グローバルな環境変動」や、ドイツ連邦議会のアンケート委員会「成長、幸福、生活の質」、あるいはそのほか短期的に奨励されるプロジェクトなども重要である。

再生エネルギーの分散性にかかわっては、再生エネルギー政策にかかる自治体の役割が重要であり、自治体戦略が重要である。分権化に耐えうるエネルギー分散可能なエネルギー供給システムのための新たな手続が必要である。その乗法的な効果、協働 (Synergie)、人間の社会的相互作用が不可欠である。

エネルギー研究は、体系的でなくてはならない。技術開発、技術革新、法的および倫理的評価、国家の規制、社会政策的な刺激と障害などが総合的に考慮される必要がある。エネルギー研究は、継続的な潜在的効率性を志向するものでなくてはならない。技術的な革新を超える電気エネルギーの節約可能性は、消費者行動の変化の中にある。

10. 核拡散 (Proliferation)

【核エネルギーの技術的および社会的リスクは相互に不可分】

核エネルギーの市民利用と軍事利用の分離は失敗の歴史の中にある。現在、世界に435基の原発があり、15%のエネルギーを担い、2030年までに2倍になるといわれている。おそらくもっと多くなるだろう。拡散する核爆発物質の犯罪利用やテロによる誤用の危険も潜在する。国際法上の試みが、限定的効果しかないことに注意する必要がある。

11. 核廃棄物の最終処分

ここにも倫理問題がある。原発にかかる決定的な離脱日の宣言には核廃棄物の最終処分に関する社会的合意の調達が決定的意味を持つ。

12. メイドインジャーマニーの国際的次元

12.1 気候保全

12.2 清潔な石炭のためのハイテクおよび二酸化炭素の利用

12.3 安全にかかる国際的なアспект

【原子力の安全にかかるヨーロッパおよび国際の規律】

EU 域内では、EURATOM 条約（1957年）が、今も有効である。EC 条約と違って、ほとんど変更がなされていないことの問題がある。

住民と労働者の放射線からの防護も重要な課題である。倫理委員会は、IAEA の仕事の前進と法化を勧奨する。

核の安全と原発のリスクの点検は、ヨーロッパ政治の一部になる。原子炉安全委員会の基準は十分か。ヨーロッパストレステスト基準の設定などの課題がある。

- i Wissenschaftlicher Beirat der Bundesregierung Globale Umweltveraenderung, “Welt im Wandel Gesellschaftsvertrag fuer eine Grosse Transformation” 2011.
- ii WBGU Fachsheet Nr.4 /2011 Transformation zur Nachhaltigkeit.
- iii 日本学術会議「日本の未来のエネルギー政策の選択に向けて－電力供給源に係る6つのシナリオ」（2011年6月）、同会議調査報告書「エネルギー政策の選択肢に係わる調査報告書」（2011年9月）を参照。
- iv Ethik-Kommission Sichere Energieversorgung, “Deutschlands Energiewende – Ein Ge-

シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか?」の開催を終えて
meinschaftswerk für die Zukunft”, 2011.

v WBGU の研究員でありメディア・広報担当責任者である Dr. Benno Pilardeaux は、そう
言いながらも、意見書作成までに少なくとも2年余の公正な議論を重ねたこと、そして今
後は学校等に配布され教材として使用されることなどから、その影響力は少なくないこと
をほのめかした(2012年1月4日、ベルリンでの面談)。

* 拙訳は、年末年始のベルリン出張中に行ったものであるが、帰国後、三島憲一(訳・解
説)「原発利用に倫理的根拠はないードイツ「倫理委員会」の報告書より」(世界2012年1
月号)88頁以下に接した。ドイツ研究の専門家によるものであるので、参照頂きたい。